

西宮市1人1台タブレット端末の導入について

～保護者の皆様へ～

平素は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今回、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想の理念に則り、子どもたちがICTを活用して主体的に考え、友達と協働して課題の解決に取り組むなど、新しい学習に取り組み情報活用能力を育成するため、西宮市立小中義務教育学校、特別支援学校に1人1台のタブレット端末を貸与することといたしました。

貸与したタブレット端末は、卒業時または本市からの転出時等には本市に返却するものとします。

保護者の皆様におかれましては、各学校から配布される「タブレット活用のルール」をご覧いただき、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

令和2年（2020年）12月 西宮市教育委員会

1. 「1人1台タブレット端末」導入の目的

- ICT機器を活用し、自分の思いや考えを伝え合い、高め合う力の育成
- プレゼンテーションやコミュニケーションを通して、協働して課題を解決する力の育成
- 情報機器やネットワークの仕組みを理解し、社会のために正しく活用できる力の育成



2. 導入タブレットについて

【Windows タブレット：Lenovo Ideapad D330】

- 家庭のWiFiネットワークに接続可能
- タブレット端末に導入されるソフト等
 - ・Microsoft Office365
 - ・授業支援ソフト
 - ・デジタルドリルソフト
 - ・オンライン会議ソフト
 - ・フィルタリングなど

3. 家庭学習での活用

- デジタルドリルソフト
 - ・豊富な問題を収録（小：5教科、中：9教科）
 - ・教科書準拠
 - ・自動採点、学習履歴の記録
- 臨時休校時の学習保障
 - ・オンライン会議ソフトによる学活等の実施
 - ・ワークシート、課題等の配布・回収が可能

4. タブレット利用環境の安心・安全対策

タブレット端末を安心して学習に十分活用するために、活用のルールや安全対策を設けます。

＜主な利用のルール等＞

- タブレットは学習のために使うことが目的です。学習活動以外の目的には使用しません。
- 原則として、学校と家庭で利用します。
- 有害なサイトや動画・SNSなどは閲覧できません。
- 管理者権限を必要とするアプリのインストールはできません。



5. 保護者の方へのお願い事項

- 貸与されるタブレット端末は大切に扱っていただけるようお願いいたします。（持ち運び用の鞆などご家庭でご準備ください。）
- 卒業時・転出時等には学校へ返却いただきます。
- 各学校から配布される「タブレット端末の活用ルール」をお子様と一緒に読みいただき、安心・安全に使用できるようにご協力をお願いいたします。
- お子さまとよく話し合って、家庭での活用ルールを決めてください。
- 故障・破損・紛失の場合は速やかに学校へ連絡してください。故障について故意または重大な過失と認められる場合や、置き忘れなどで紛失した場合、原状復帰に要する費用は原則保護者負担となります。